

建築確認検査手数料 (令和4年 12月 12日 施行)

手数料は、申請部分の床面積の合計及び申請建物の用途、構造により定めています。

(表-1) 建築物

- 1類 2類以外のもの
- 2類 建築基準法別表第1(1)~(4)の特殊建築物(ただし、床面積200㎡以下のものを除く)

(円)

| 申請部分の床面積の合計 | 確認申請 ※5 ※6 ※7 ※8 ※9 ※10 ※11 ※12 | | | | 中間検査 ※2 ※3 | | 完了検査 ※2 ※4 ※11 | |
|------------------------|---------------------------------|---------|---------------|---------|------------|--------|----------------|--------|
| | (A) 構造計算なし | | (B) 構造計算あり ※1 | | 4号特例* | 左記以外 | 4号特例* | 左記以外 |
| | 1類 | 2類 | 1類 | 2類 | | | | |
| S ≤ 100 ㎡ | 18,000 | — | 38,000 | — | 24,000 | 30,000 | 24,000 | 30,000 |
| 100 ㎡ < S ≤ 200 ㎡ | 25,000 | 35,000 | 50,000 | — | 29,000 | 39,000 | 29,000 | 39,000 |
| 200 ㎡ < S ≤ 500 ㎡ | 38,000 | 42,000 | 74,000 | 78,000 | 45,000 | 53,000 | 45,000 | 53,000 |
| 500 ㎡ < S ≤ 1,000 ㎡ | 80,000 | 114,000 | 120,000 | 154,000 | 75,000 | | 75,000 | |
| 1,000 ㎡ < S ≤ 2,000 ㎡ | 185,000 | 228,000 | 230,000 | 273,000 | 100,000 | | 100,000 | |
| 2,000 ㎡ < S ≤ 3,000 ㎡ | 320,000 (内 構造審査手数料 6万) | | | | 200,000 | | 200,000 | |
| 3,000 ㎡ < S ≤ 4,000 ㎡ | 380,000 (内 構造審査手数料 9万) | | | | 250,000 | | 250,000 | |
| 4,000 ㎡ < S ≤ 5,000 ㎡ | 450,000 (内 構造審査手数料 12万) | | | | 300,000 | | 300,000 | |
| 5,000 ㎡ < S ≤ 10,000 ㎡ | 630,000 (内 構造審査手数料 15万) | | | | 350,000 | | 350,000 | |

(4号特例*とは、法第6条第1項第4号建築物、法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物等。)

- ※1 複数棟(構造上エキスパンションジョイントで分けられたものを含む)の確認申請手数料は、棟毎の構造審査手数料の合計に、構造計算なしの手数料を加えた金額になります。適合判定が必要な場合は、18,000円の事務手数料を加算します。
- ※2 下記の地域は、中間・完了検査の場合、20,000円の遠隔地手当を加算します。
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村
- ※3 中間検査手数料の床面積は、検査対象面積であり、各工程毎の手数料です。
- ※4 仮使用認定手数料は、完了検査手数料の床面積区分に応じた額とする。
当社において仮使用認定をした場合の完了検査手数料は、仮使用認定した部分の床面積を除いた残余の床面積に応じた区分の額とします。
- ※5 用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替の場合の床面積は、1/2換算します。
- ※6 同一棟増築の場合は、手数料額の1.3倍とします。
- ※7 壁量計算審査の手数料は、20,000円を加算します。
- ※8 日影審査がある場合は、確認申請手数料に15,000円を加算します。
- ※9 避難安全検証法の場合は確認申請手数料に(表-3)金額を加算します。
- ※10 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で、省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、確認申請手数料に(表-4)の金額を加算します。
- ※11 省エネ適合判定建築物の場合は、完了検査手数料に面積区分に応じた(表-5)もしくは検査項目に応じた額(表-6)のいずれか小さい額を加算します。
- ※12 バリヤフリー法の適用を受ける場合は、確認申請手数料に20,000円を加算します。
- ※13 各種証明書の再交付をする場合は、1通につき、3,000円とします。

(計画変更確認)

○ 計画変更確認申請手数料については平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。変更申請手数料はその床面積に該当する(表-1)の(A)構造計算なしの申請手数料とします。ただし、当初の確認申請手数料の2分の1を上限とします。なお、構造計算書の提出を伴う場合は、当初の構造審査手数料を加算します。

なお、計画変更にかかる変更事項が、昇降機、工作物の場合は、別途見積もりとします。

○ 他社物件の計画変更は (表-1) の手数料に1.6を掛けた金額となります。

[特殊事項]

- 天空率適用の場合、適用項目の一につき22,000円を加算します。
- 限界耐力及び時刻歴応答解析の構造計算の審査は、引受けしません。
- 耐火・防火区画性能検証法の審査は、引受けしません。

(表-2) 昇降機等 (円)

| 区 分 | 確認申請 | 変更確認申請 | 完了検査 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 昇降機 (1機につき) | 18,000 | 18,000 | 19,000 |
| 建築設備 (1つにつき) | 18,000 | 18,000 | 19,000 |
| 工作物 (1つにつき) | 18,000 | 18,000 | 19,000 |

○ 構造計算ありの場合は、構造計算審査料18,000円を割増します。

(表-3) 避難安全検証法の場合の確認申請に加算する手数料 (円)

| 床面積 | 確認申請手数料に加算する手数料 |
|---|-----------------|
| $S \leq 1,000\text{m}^2$ | 43,000 |
| $1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$ | 58,000 |
| $2,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$ | 84,000 |

(表-4) 省エネ適合性判定機関が他機関の場合の確認申請に加算する手数料 (円)

| 床面積 | 確認申請手数料に加算する手数料 |
|--------------------------|-----------------|
| $S \leq 1,000\text{m}^2$ | 8,000 |
| $1,000\text{m}^2 < S$ | 10,000 |

(表-5) 省エネ適合判定対象建築物の場合の完了検査に加算する手数料(円)

| 床面積による場合 | 完了検査手数料に加算する手数料 |
|---|-----------------|
| $S \leq 1,000\text{m}^2$ | 9,000 |
| $1,000\text{m}^2 < S \leq 2,000\text{m}^2$ | 24,000 |
| $2,000\text{m}^2 < S \leq 5,000\text{m}^2$ | 48,000 |
| $5,000\text{m}^2 < S \leq 10,000\text{m}^2$ | 72,000 |

○省エネ適合性判定を必要とする増改築において既存部分のBEI値にデフォルト値を使用する場合は、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分とします。

ただし、デフォルト値を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分とします。

(表-6) 省エネ適合判定対象建築物の場合の完了検査に加算する手数料(円)

| 検査項目による場合 | 完了検査手数料に加算する手数料 |
|-----------|-----------------|
| 一項目につき | 9,000 |